

## 東京都アレルギー疾患対策推進計画(骨子)案

## 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

平成 27 年 12 月 25 日に、「アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号。以下「法」という。）」が施行され、平成 29 年 3 月 21 日には「アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針(平成 28 年厚生労働省告示第 76 号。以下「基本指針」という。）」が制定されました。

都は、新たに制定された法や基本指針に基づき、これまでの取組や課題を整理し、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため「東京都アレルギー疾患対策推進計画（以下「計画」という。）」を策定することとしました。

## 2 基本的事項

## (1) 計画の位置づけ

法第 13 条では、都道府県はアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる」と規定されました。都は、法の基本理念及び基本指針に基づき、計画を策定します。

## (2) 対象とするアレルギー疾患

本計画におけるアレルギー疾患は、法第 2 条の規定を踏まえ、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルギーに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものとします。

## (3) 計画期間

計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

ただし、国が示す指針の改正やアレルギー疾患に関する状況の変化があった場合は、策定から 5 年を経過する前であっても、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

## 第2章 アレルギー疾患対策を進める上での課題について

## 1 発症・重症化の予防や症状の軽減

## (1) アレルギー疾患に関する情報の提供

アレルギー疾患は、気管支ぜん息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎等、疾患の種類や病態が多様な慢性疾患で、長期にわたって適切な自己管理が必要となることがあります。

アレルギー疾患の発症・重症化を予防し、症状の軽減を図るための適切な自己管理を行うためには、ダニやハウスダスト等のアレルギー回避・除去等の生活環境の管理、服薬や吸入療法等の疾患管理、緊急時の対応等について、正しい情報を得て理解し、それを継続的に実践することが不可欠です。

一方、インターネットの普及等によって大量の情報が存在し、アレルギー疾患

に関して、健康に悪影響を及ぼすものや科学的根拠の乏しいものも含め、様々な情報が氾濫しています。膨大な情報の中から正しい情報を選択することは容易ではなく、適切な治療を受けられなかったり、病状の悪化などを繰り返している患者が存在していることが指摘されています。

アレルギー疾患に係る正しい情報を入手しやすい環境を整え、最新の知見を踏まえた情報を普及啓発していくことが必要です。

## (2) 生活環境におけるアレルゲンや増悪因子等のばく露

アレルギー疾患は、生活環境等に係る様々な因子で発症し症状が誘発されます。アレルゲンや増悪因子は、居住環境中のダニ・浮遊じん等や、自然環境中のスギ・ヒノキ等の花粉、大気汚染の原因物質等、生活環境中に広く存在しています。

都はこれまでも、ディーゼル車の排出ガス規制や花粉の少ない森づくり、室内環境におけるアレルゲン低減化等の普及啓発を実施してきましたが、重症化の予防や症状の軽減のためには、個人の状況に応じて、アレルゲンや増悪因子を軽減もしくは回避するための生活環境の管理等に取り組むことが必要です。

特に、食品中のアレルゲンは、食物アレルギー患者にとって、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを引き起こすこともあり、発症した場合のリスクの高さを十分に考慮して、対策を行っていくことが求められています。

## 2 症状に応じた適切な診療を受けられる体制の確保

### (1) アレルギー疾患医療の提供

アレルギー疾患は、疾患の種類や病態が多様であり、患者がその状態に応じて適切な治療や自己管理指導を受けられることが重要です。

アレルギー疾患については、現在、疾患別に診療ガイドラインが整備され、科学的な知見に基づく適切な医療を受けることで症状のコントロールがほぼ可能になってきていますが、患者それぞれの状態に応じた適切な治療やケアを提供するに当たっては、診療ガイドライン等に基づく標準治療のさらなる普及が必要です。

また、アレルギー疾患の治療やケアにおいては、医師だけではなく、看護師や薬剤師、栄養士等の医療従事者の果たすべき役割も大きいことから、医師会を初め、関係機関と協力・連携し、医療従事者の資質向上や人材の育成を図っていくことが重要です。

### (2) 医療機関や専門医に関する情報の提供

アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師（以下「専門医」という。）や医療機関等の情報については、関係学会等により公開されています。また、都においても、医療機関案内サービス「ひまわり」により医療機関情報を都民に提供していますが、患者やその家族の視点で、病状にあった適切な治療や専門医の情報を入手しやすい情報提供のあり方を考えていく必要があります。

アレルギー疾患治療の最新の知見や知識・技能の習得のための研修等に関する情

報を、医療関係者や、学校及び社会福祉施設等においてアレルギー疾患を有する者の生活を支える関係者にも入手しやすい方法で提供していくことが必要です。

### 3 アレルギー疾患患者等を支援する人材や相談体制の確保

#### (1) 患者等の支援に携わる関係者の資質向上

患者の生活の質の維持向上には、家庭に加え、保育施設・学校、地域など、周囲の理解と支援が不可欠です。特に、患者が子供等の場合は、自分で病状を把握できず、また、集団生活の中で周囲に十分な説明もできないため、その必要性が大きいです。

都はこれまでも、地域の保健医療従事者や福祉施設、学校等の管理者・職員等を対象に研修を実施してきましたが、より高度な内容の研修を希望する声がある一方、施設の規模等事情や代替職員の確保の難しさなどの理由により、集合研修への参加が難しいという施設の事情もある中、そうした施設の職員の受講機会の確保を図っていく必要があります。

#### (2) きめ細かな相談対応

アレルギー疾患は、その病状の特性（慢性的経過をたどりつつ、時に急性的な症状が出現する。）から、長期的に生活の質（QOL）に影響を及ぼす場合が多く、特にアレルギー疾患の発症が多い乳幼児期においては、不適切な対応による子供の成長発達への影響が指摘されています。

このため、患者だけでなく、その家族にも心理的な負担がかかるため、専門的治療に関することにとどまらずカウンセリング等の心理的支援まで、幅広い内容についての相談対応や支援が必要となります。

多様な相談に対応するためには、各関係機関や団体がお互いの役割を認識して連携し、その特性を活かした相談の仕組みづくりが必要です。

特に、子供のアレルギー疾患への対応については、母子保健事業等で乳幼児と関わる機会が多い区市町村の保健師や栄養士等に期待される役割が大きいため、これらの職種がアレルギー疾患についての正しい知識を持って相談に応じられるよう支援することが重要です。

#### (3) 地域におけるアレルギー対応体制

アレルギー疾患に適切に対応するためには、職員個々の知識だけでなく、施設等が組織として対応するための体制の整備が必要です。

施設の体制整備を進めるためには、具体的な取組方法等の情報提供や研修機会の提供など、行政による取組支援も必要であり、施設等と医療機関など関係機関との連携体制を整備・推進していく地域ごとの取組を促進する必要があります。

このほか、災害時においては、避難生活を余儀なくされることなどにより、病状が悪化する患者が発生することも懸念されるため、避難所の管理者等が必要な対応を行うことができるよう災害に備えた取組を支援する必要があります。

### 第3章 アレルギー疾患対策推進のための施策について

アレルギー疾患対策を総合的に推進していくための対応の方向性を施策の柱として整理し、課題解決に向けて体系的に施策を推進していきます。

#### 施策の柱Ⅰ 発症・重症化の予防や症状の軽減のための取組の推進

##### I-1 自己管理に役立つ情報の普及啓発

アレルギー疾患を有する者が、膨大な情報があふれる中で、それぞれの病態に応じた適切な自己管理や生活環境の改善方法等についての正しい情報を入手しやすくするため、最新の科学的知見やデータを踏まえた知識をわかりやすい方法で提供するとともに、普及啓発に取り組みます。

##### ○ アレルギー疾患に関する情報提供・普及啓発

- ・アレルギー疾患に関する基礎知識、自己管理方法に関する情報等を総合的に提供するポータルサイト「東京都アレルギー情報 navi.」等により、患者等が必要とする情報をわかりやすく提供します。
- ・アレルギー疾患に関する最新情報や自己管理方法、標準的な治療法などについて、患者やその家族、関係者等に対する普及啓発を進めていきます。

##### I-2 生活環境の改善、アレルゲン・増悪因子の軽減対策

アレルギー疾患の発症・重症化の予防及び症状の軽減を図るため、大気環境の改善やアレルゲンを含む食品に関する対策など、アレルゲン・増悪因子の軽減や回避のための対策に取り組みます。

##### ○ 大気環境の改善

- ・工場、事業場に対して、ばい煙等の排出について法令に基づく届け出の指導や審査を行うとともに、必要に応じて立入検査を実施し、規制指導を徹底します。
- ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づくディーゼル車規制などにより、自動車排出ガス削減対策を進めます。
- ・大気汚染物質の常時測定・監視を行い、測定値をわかりやすく公表します。

##### ○ 花粉症対策の推進

- ・花粉の飛散状況を観測するとともに、花粉の飛散開始時期や飛散数等の予測・解析を行い、ホームページ等により広く情報提供します。
- ・スギ・ヒノキ林の主伐を実施し、花粉の少ないスギ苗木等を植栽することにより樹種更新を図ります。
- ・スギ林の間伐や枝打ちと広葉樹の植樹により、針葉樹と広葉樹の混交林化

を進めます。

#### ○ アレルゲンを含む食品に関する対策の推進

- 食品表示法で表示が義務付けられているアレルゲン（小麦、そば、落花生、乳、卵、えび、かに）について、食品関連事業者等への監視指導を実施し、アレルギー表示の適正化を図ります。また、講習会やパンフレット、ホームページ等を通じて食品表示制度の普及啓発を図ります。
- 食品の製造施設に対し、使用原材料の点検及び確認を指導するほか、検査等の手段を活用し、製造段階における意図しないアレルゲンの混入防止を図ります。
- アレルギー対応食を導入している乳幼児施設、学校等給食施設に対して、必要な助言、指導を行います。
- 飲食店等において、消費者にアレルゲン情報を適切に提供できるよう、営業者や従業員向け普及啓発を行います。また、外国人にアレルゲン等の原材料の説明や情報提供ができるよう、事業者の取組を支援します。
- アレルゲンの表示違反により、事業者が自ら食品等の回収を行う場合は、条例に基づき報告を徴収し、回収情報を的確に把握するとともに、ホームページで公表し、広く情報提供を行います。

#### ○ 室内環境におけるアレルゲン・増悪因子対策の実施

- 室内環境対策の総合的なガイドブックである「健康・快適居住環境の指針」を用いて、ダニ、カビ、ペットやタバコの煙等のアレルゲンや増悪因子への対策に関する情報提供や普及啓発を実施します。
- 保健所において、都民等からの相談に対し説明や助言を行います。

### 施策の柱Ⅱ ニーズに応じた適切な医療やケアを受けられる体制の整備

#### Ⅱ－1 医療体制の整備・医療人材の育成等

アレルギー疾患患者が、専門的な治療を含め、症状に応じた適切な医療を受けられるよう、専門的なアレルギー疾患治療を提供する医療機関と地域の医療機関が必要に応じ連携できる体制づくり等を進めます。

また、関係機関とも連携し、アレルギー疾患治療に携わる医療従事者の資質向上や、科学的知見に基づいた最新の診療ガイドラインの普及を図ります。

#### ○ 適切なアレルギー疾患医療を提供するための体制

（国によるアレルギー疾患医療の提供体制に関する検討結果を踏まえ、今後、都におけるアレルギー疾患医療の提供体制を検討。）

#### ○ 医療従事者等の資質向上

- ・アレルギー疾患治療に関する最新の科学的知見等の情報や研修等の情報、緊急時の対応方法など、医療従事者その他の関係者に役立つ多様な情報を、ポータルサイト「東京都アレルギー情報 navi.」により提供します。
- ・地域の保健医療関係者等が、アレルギー疾患の治療や吸入の指導方法など、患者の日常生活や疾患管理の指導のための専門知識や技術を得るため、関係機関と連携して、情報提供や研修機会の確保を図ります。
- ・救急隊員に対し、アレルギー症状を呈する傷病者に対する対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについて教育を行います。

## Ⅱ－２ アレルギー疾患医療に関する情報の提供

患者や家族、関係者がアレルギー専門医や医療機関等にアクセスしやすいよう、情報提供を推進します。

### ○ 専門医・医療機関等に関する情報の提供

- ・関係学会等とも連携し、ポータルサイト「東京都アレルギー情報 navi.」や東京都医療機関案内サービス「ひまわり」により、アレルギー専門医の情報やアレルギー疾患に対応可能な医療機関などの情報を都民が利用しやすいかたちで提供します。

## 施策の柱Ⅲ 生活の質の維持・向上のための支援を受けられる環境づくり

### Ⅲ－１ 患者等の支援に携わる関係者の資質向上

地域においてアレルギー疾患を有する者の日常生活や疾患管理の支援を行う保健・医療・福祉関係者や保育施設・学校等の職員に対して、アレルギーの発症予防や緊急時の対応等に関する知識を提供し、関係者の資質向上に取り組みます。

### ○ 保健福祉関係者や企業の安全衛生担当者等の相談対応力の向上

- ・患者、家族の支援に携わる保健・福祉の関係者や福祉施設、企業等の安全衛生担当者等を対象に、アレルギー疾患の標準治療、患者の日常生活や疾患管理の支援に役立つ相談ノウハウなどの情報提供や研修等の機会を通じ、関係者の相談対応力の向上を図ります。

### ○ 保育施設・学校等の職員に対する研修の機会の確保

- ・自己管理が難しい乳幼児の保育等に携わる地域の関係者が、生命に危険が及ぶおそれのあるぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時に適切な対応ができるよう、研修や教材の提供等により緊急時対応に関する知識と技術の習得を図ります。
- ・学校の教職員対象の職層研修や必修研修において、アレルギー対応に関する

る知識を習得する機会を確保します。

- ・緊急時等の対応力を向上させるため、教育機関等と連携し、心肺蘇生法及びAEDの使用方法について応急救護訓練及び救命講習等を実施します。

### Ⅲ－２ 多様な相談を受けられる仕組みづくり

地域の特性に応じた相談体制の確保や対応能力の向上を図るとともに、国、区市町村、関係機関とも連携し、多様な相談を受けられる仕組みづくりを推進します。

#### ○ 都保健所等における相談の実施・情報提供

- ・保健所や東京都健康安全研究センター等において、室内環境の改善や花粉症対策など生活環境の整備等に関する技術的相談に応じます。
- ・国や関係機関が設置している専門的な相談を受けられる窓口の情報をわかりやすく提供していきます。

#### ○ 地域に密着した相談体制づくりへの支援

- ・区市町村で実施する乳幼児健康診査や母子健康相談等において、アレルギー相談に適切に対応できるよう、保健師、栄養士等を対象とした研修機会の確保に努め、関係者の相談対応力の向上を図ります。また、区市町村職員等に対し、適宜、アレルギーの相談への対応に関する技術的助言を行うなど、区市町村の取組を支援します。

### Ⅲ－３ 地域におけるアレルギー対応体制の強化

関係機関の連携協力体制の構築や事故防止に向けた組織づくりのための支援を行うなど、地域の実情に応じたアレルギー対応体制の強化を図ります。

また、平常時から行うべき災害への備えについて、普及啓発や支援を行います。

#### ○ 地域における連携体制づくりへの支援

- ・保育施設等を所管する区市町村が、管内施設におけるアレルギー対応体制の充実・強化に取り組めるよう、施設等を指導する際に活用できるマニュアルやガイドブックを充実します。また、施設が備えるべき体制を確認できるチェックリストを作成し、区市町村や施設等に提供します。
- ・医療機関等との連携協力が必要な事項を施設等向けのマニュアルやガイドブック等に示し、平常時からの体制構築の促進を図ります。
- ・区市町村職員や地域の保健・医療・福祉・教育関係者が相互の役割と連携の必要性を理解できるよう、講習会等の機会を通じて関係者の連携強化を推進します。

- 事故防止に向けた組織づくりへの支援
  - ・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人日本学校保健会発行）や「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいた事故予防と緊急時対応のための体制づくりを推進します。
  - ・アレルギー児に対して、医師の指示書に基づいた除去食・代替食の対応、誤食の防止、症状発生時や緊急時の対応（医師や病院への連絡、応急処置等）を行うなどの保育所の事故防止に向けた取組を支援します。
  
- 災害への備え
  - ・平常時から行うべき災害への備えや緊急時の対応について、ホームページや講演会等を通じて普及啓発を行っていきます。
  - ・「避難所管理運営の指針」等により、避難所におけるアレルギー対応に関する準備や配慮等ができるよう区市町村を支援します。

#### 第4章 施策の推進体制等について

施策を効果的に進めていくため、基礎的データの収集や専門家の知見の活用を図るとともに、患者等の視点や意見も取り入れ、また、関係機関や区市町村とも連携・協力していきます。

- 施策展開の基礎となる調査等の実施
  - ・施策を効果的に推進するため、統計データや知見の集積・分析等の取組を実施していきます。
  
- 関係機関及び区市町村との連携・協力
  - ・アレルギー疾患対策検討委員会をはじめとした様々な機会を捉え、医師会、薬剤師会、看護協会等の関係機関との情報共有や連携・協力を図りながら、人材育成等を効果的に進めていきます。
  - ・区市町村連絡会や研修等の機会を通じて、区市町村との情報共有や取組に対する支援を行い、地域の実情に応じた相談体制や関係者間の連携体制の構築等を協力して進めていきます。
  
- 専門的知見等を取り入れた対策の検討等
  - ・アレルギー疾患対策検討委員会等における検討を通じ、専門家の知見や患者・家族等の意見を取り入れながら施策を推進していきます。
  - ・アレルギー疾患に関する状況変化や施策をする上での課題等を勘案し、必要に応じて、国に対して提案要求を行っていきます。

